

マイナンバーカードの保険証利用について

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

総合受付の会計並びに2階入退院事務に顔認証付きカードリーダーを設置しておりますので、受診の際に顔認証又は暗証番号での本人確認をお願い致します。

利用方法

- ①お住いの自治体に申請し、マイナンバーを取得します。
- ②マイナポータルのホームページ等で保険証の利用者登録を行います。
※詳しい手続き方法、登録方法については、厚生労働省のホームページ等の確認をお願いします。
- ③当院総合受付にてマイナンバーカードをご用意して頂き、顔認証又は暗証番号にて本人確認を行ってください。

マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」について

- ・当院では「オンライン資格確認システム」を導入しており、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの IC チップや健康保険証の記号番号の情報をもとに、オンライン上で医療保険の資格情報等を取得、活用して診療を行います。
- ・診療報酬制度に基づき、マイナンバーカードを利用して受診する場合と、マイナンバーカードを利用しないまたはマイナンバーカードを利用しての診療情報の取得に同意されなかった場合、会計時にそれぞれの点数（下記参照）に応じて算定させていただきます。あらかじめご了承ください。

初診時	マイナンバーカードを利用しない	6点
	マイナンバーカードを利用する	2点
再診時	マイナンバーカードを利用しない	2点
	マイナンバーカードを利用する	加算なし

注意事項

- ・健康保険証の利用は、マイナンバーカードがなくてもこれまでどおり可能です。
- ・各種医療証(公費負担医療受給者証、福祉医療費受給資格者証等)の確認には、マイナンバーカードの使用ができない場合がありますので、必ずご持参いただくようお願いいたします。